未来応援サポート事業者募集要項

１　イベント名称

令和８年度四街道市おしごと体験イベント（以下「おしごと体験イベント」という。）

２　事業目的

市と未来応援サポート事業者が協力して、子どもたちにおしごと体験の機会を提供することにより、子どもたちの夢や希望を育むことを目的とする。

３　おしごと体験イベントの実施内容

⑴　体験内容

体験内容は、「令和８年度四街道市おしごと体験イベント実施要項」に規定する体験内容に該当するものとし、未来応援サポート事業者が作成した体験内容とする。

なお、詳細な内容は、市と協議の上、参加者の安全が確保されているか確認を行い、決定するものとする。

⑵　受入人数

安全確保などの観点から、未来応援サポート事業者の判断により、受入可能人数を設定する。

⑶　実施日時

市が別途指定する開催期間のうち、未来応援サポート事業者が受入可能な日時を設定し、市と協議の上、決定するものとする。

なお、１回あたりの体験時間は、１～３時間程度とする。

⑷　受入に伴う費用

おしごと体験イベントの受入に係る費用は、未来応援サポート事業者の負担とする。

⑸　参加費用

参加費用については、未来応援サポート事業者が設定し、市と協議の上、決定する。

また、参加費用の徴収については、未来応援サポート事業者が参加者から直接徴収するものとする。

４　未来応援サポート事業者登録要件

未来応援サポート事業者は、以下に該当しない者とする。

・公の秩序若しくは善良の風俗に反する者又はそのおそれのある者
・事業者及び事業者の役員、事業者の使用人である者、事業者の経営に事実上参加している者が、四街道市暴力団排除条例（平成 24 年条例第２号）第２条第１号の暴力団及び同条第２号の暴力団員又は第９条第１項の暴力団密接関係者である者
・特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行っている者
・人権侵害となる者又はそのおそれのある者
・法令等に違反する者又はその疑いがある者
・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない者
・青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない者
・「令和８年度おしごと体験イベント実施要項」に規定する体験内容を実施できない者
・未納となっている市税等がある者
ただし、市税等に関して市から徴収猶予を受けている者又は市と納付誓約を締結している者を除く
・前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めるもの

５　未来応援サポート事業者登録申込方法

⑴　未来応援サポート事業者に登録を希望する事業者は、「（様式第１号）未来応援サポート事業者登録申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、郵送または持参のいずれかの方法により、四街道市経営企画部政策推進課へ提出する。

⑵　市は、事業者から提出された未来応援サポート事業者登録申込書の内容を確認し、要件を満たしていると認めるときは、未来応援サポート事業者として登録する。

６　未来応援サポート事業者登録申込から体験までの流れ

⑴　おしごと体験イベントにおける体験内容等の調整・決定

体験内容や参加費等については、市と未来応援サポート事業者で協議の上、決定する。

⑵　おしごと体験イベントの周知

市は、市政だよりや市ホームページ等により、おしごと体験イベントの周知を行う。

⑶　おしごと体験イベント参加申込

　おしごと体験イベントに参加を希望する者は、市ホームページの応募フォームから参加申込を行う。

⑷　おしごと体験イベント参加者決定

　市は、おしごと体験イベント参加者の決定を行うものとし、募集定員を超える場合は、抽選とする。

　なお、「令和８年度四街道市おしごと体験イベント実施要項」に規定する参加対象者のうち、未来応援サポート事業者に所属する従業員の子どもについては、各未来応援サポート事業者が設定する受入可能人数の２割程度を上限に、従業員枠として優先的に参加できるものとする。

⑸　おしごと体験イベントの開催

　各未来応援サポート事業者によりおしごと体験を実施する。

⑹　おしごと体験イベント実施後アンケート

　市は、おしごと体験イベント実施後、参加者及び保護者向けアンケートを実施する。

７　おしごと体験イベント実施にあたっての注意事項

⑴　安全管理

　おしごと体験イベント実施にあたり、参加者の安全に配慮すること。

⑵　営利活動

　おしごと体験イベントにおいて、販売促進等及び営利追及を目的とした活動を行わないこと。

⑶　事故等発生時の対応

　おしごと体験イベント中に怪我等の事故が発生した場合は、市が指定する緊急連絡先まで連絡するものとする。

　また、保護者等への一次連絡については、未来応援サポート事業者により行う。

⑷　おしごと体験イベント中の写真・動画撮影

　市において、おしごと体験イベントの様子を撮影し、市ホームページ等に掲載するものとする。

備考

「令和８年度四街道市おしごと体験イベント実施要項」については、令和８年度策定予定。